

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目次

◇告 示 字の区域の変更等(市町村振興課)

保険業剤師の登録(保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可申請(漁港課)

県道の区域の決定(道路課)

一般国道の区域の変更(〃)

県道の区域の変更(〃)

一般国県の供用の開始(〃)

県道の供用の開始(〃)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成六年一月二十八日現在の地番による。)
大字赤碕字才ノ 木野	大字赤碕字才ノ木野のうち一七七九の一以外の区域
大字赤碕字扇子 堤之東	大字赤碕字扇子堤之東の全域 大字赤碕字才ノ木野一七七九の一 大字赤碕字前野の全域
廃止する字の 名称	大字赤碕字前野

### 鳥取県告示第二百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西田 光浩	鳥薬第八六九号	平成六年二月二十八日

鳥取県告示第二百一十号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ダイイチ	ダイイチ鳥取店	鳥取市千代水二丁目六五外

鳥取県告示第二百一十号

公有水面の埋立てに関し、埋立地の用途の変更等の許可の申請があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間、鳥取県農林水産部漁港課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所  
鳥取県  
鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二二〇
- 二 埋立ての免許の年月日及び番号  
昭和六十年一月十六日 鳥取県指令受漁港第六十七号
- 三 埋立区域  
(一) 位置  
東伯郡泊村大字泊字堅岩七四六一三六から同村大字園字西ノ前三

での地先公有水面

(一) 変更後の区域

次の1の地点から16の地点までを順次に直線で結んだ線、16の地点から18の地点までを順次に通る平成四年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、18の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 泊港西防波堤灯台（北緯三五度三〇分五〇秒、東経一三三度五六分二六秒）から二四一度五〇分三二五・一六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から四四度三八分五〇・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三四度三八分一六・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二三四度三八分〇・四六メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四三度五六分一四六・七九メートルの地点

点

- 6の地点 5の地点から二三三度三七分二・六五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一四三度五六分二六・三〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から五三度三七分一二八・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三二三度三七分二・六五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から五三度三七分四五・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三二三度三七分〇・四五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から五三度三七分二四・七〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一四四度三七分四〇・七〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二三四度四一分〇・五〇メートルの地点

15の地点 14の地点から一二四度三四分七・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一二〇度四〇分三・一七メートルの地点

17の地点 16の地点から二二七度四七分一一・〇四メートルの地点

点

18の地点 17の地点から二二九度一八分一五〇・一二メートルの地点

点

19の地点 18の地点から三二六度四〇分三四・七五メートルの地点

20の地点 19の地点から三二六度〇一分六九・八〇メートルの地点

21の地点 20の地点から五五度五〇分四・三六メートルの地点

22の地点 21の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

点

(二) 変更後の面積

二五、三二八・八四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三から同村大字園字一里濱二三四〇一までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに園川及び清水川の河川水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 泊港西防波堤灯台から三四八度〇〇分一七六・〇〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一二五度〇〇分二八〇・〇〇メートルの地点

点

ウの地点 イの地点から一九二度〇〇分二七〇・〇〇メートルの地

点

エの地点 ウの地点から二三〇度〇〇分三三三・〇〇メートルの地

点

オの地点 エの地点から三二六度〇〇分四〇〇・〇〇メートルの地

点

(三) 面積

一九九、三二九・三〇平方メートル

五 変更後の埋立地の用途

漁港施設用地 約二・五三〇ヘクタール

関連用地 約〇・〇〇三ヘクタール

六 申請年月日

平成六年三月一日

鳥取県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年三月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（  
鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名

区

間

敷地の幅員  
(メートル)

敷地の延長  
(メートル)

大栄赤碓線

東伯郡大栄町大字大谷字浜ノ市三三  
九五地先から同字三四〇〇地先まで

八・〇  
二・三・〇

一六〇・〇

鳥取県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成六年三月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（  
鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	変更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
四三二号	境港市竹内町三五六五―四〇地 先から同市竹内町三五六五―三 一地先まで		変更前 二〇・七 四二・〇	変更後 二一・〇 四二・〇	一三〇・〇 一三〇・〇

鳥取県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成六年三月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後	
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鷹狩渡一木線	八頭郡河原町大字佐貫字高見 一〇二一三地先から同字一〇二一七地先まで	変更前	五・八〇 一三・二
		変更後	九・七〇 一三・二
渡余子停車場線	境港市竹内町一五五九一二地先から同地先まで	変更前	一一・〇〇 一三・四
		変更後	一七・〇〇 二三・〇
米子岸本線	西伯郡岸本町坂長字笹谷屋敷 八一五四一四地先から同地先まで	変更前	七・〇〇
		変更後	七・〇〇 一二・〇
俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原字菅原 八二一一地先から同地先まで	変更前	八・〇〇 九・〇
		変更後	八・〇〇 一四・五

倉吉環状線	倉吉市国府字屋敷五〇八一二地先から同字五五〇一三地先まで	変更前	六・〇〇 九・〇
		変更後	六・〇〇 一一・五
郡家鹿野気高線	気高郡鹿野町大字岡本字實田三五四一二地先から同字三五五一地先まで	変更前	一一・〇〇
		変更後	一二・〇〇 三四・〇

鳥取県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成六年三月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四三二号	境港市竹内町三五六五一四〇地先から同市竹内町三五六五一三一地先まで	平成六年三月十一日

鳥取県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
 県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年三月十一日から二週間鳥取県土木部道路課（  
 鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
大栄赤碓線	東伯郡大栄町大字大谷字浜ノ市三三九 五地先から同字三四〇〇地先まで	平成六年三月十一日
鷹狩渡一本線	八頭郡河原町大字佐貫字高見一〇二二 一―三―地先から同字一〇二一―一―七―地先ま で	
渡余子停車場線	境港市竹内町一五五九―二―地先から同 地先まで	
米子岸本線	西伯郡岸本町坂長字笹谷屋敷八一五― 四―地先から 西伯郡岸本町大蔵字西塚ノナル一八六 四―一―地先から同字一八七二―一―地先 まで	
俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原字菅原八二―一 地先から同地先まで	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年三月十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年三月十三日（日） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会
- 三 議題
  - 1 県立学校長人事について
  - 2 その他

東伯郡三朝町大字俵原字菅原八二―一 地先から同地先まで	倉吉市国府字屋敷五〇八―二―地先から 同字五五〇―三―地先まで	郡家鹿野気 高線
	気高郡鹿野町大字岡本字實田三五四― 二―地先から同字三五五―一―地先まで	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）  
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を  
次のとおり開催する。

平成6年3月11日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定に  
よる猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けよ  
うとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定す  
るもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成6年4月14日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の名警察署の管 内に居住する者
	平成6年4月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の名警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成6年4月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の名警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査  
を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長

を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

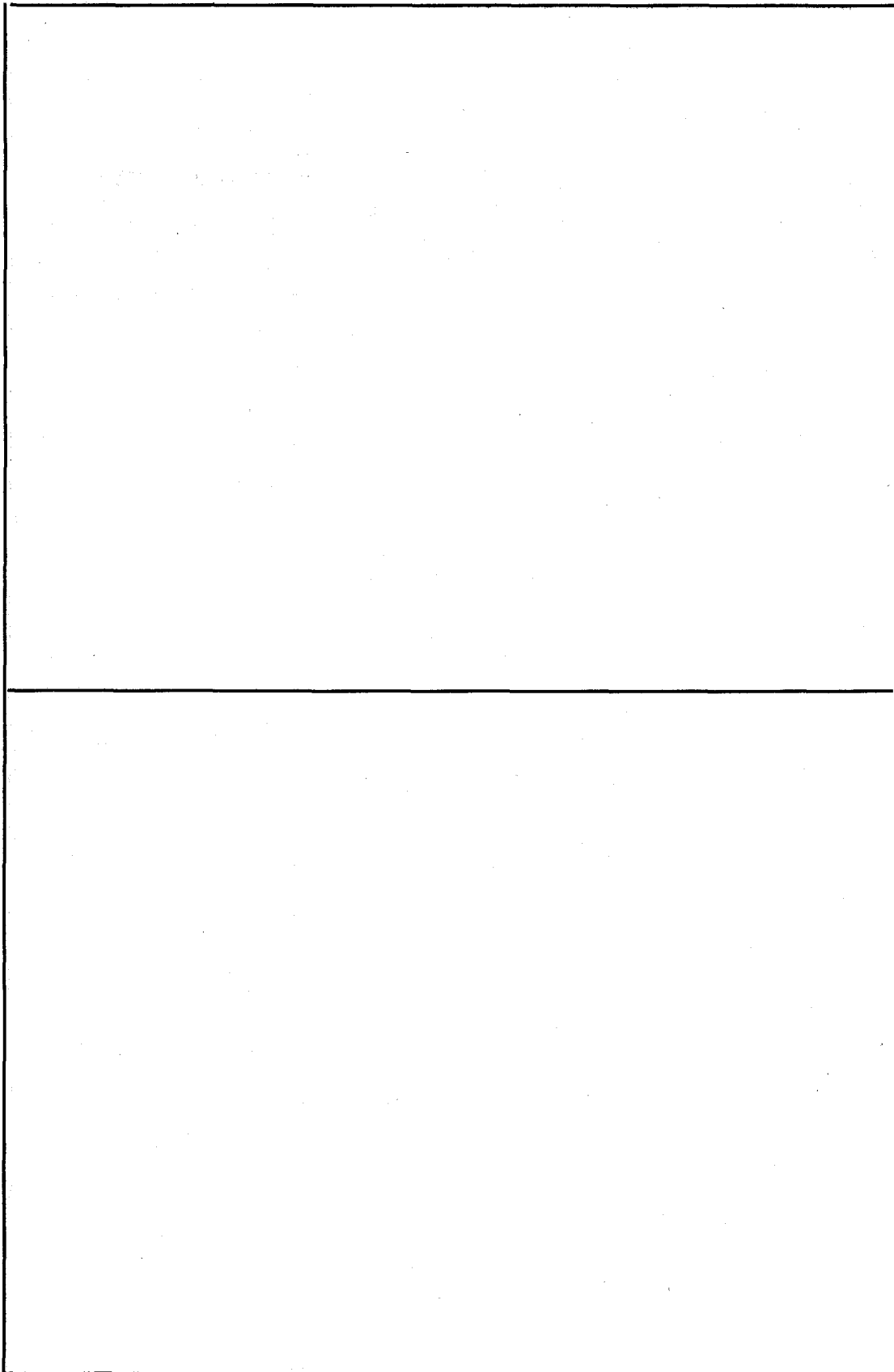
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑





### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成6年度（平成6年4月から平成7年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成6年3月22日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023, 7024

#### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申 込 者

住 所

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

㊤

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

(注) 平成6年4月から鳥取県公報の規格がA4判になります。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】